

(日経 BP 知財 Awareness / 2006 年 6 月 14 日掲載)

韓国特許法改正と求められる日本企業の対応策

高松俊雄 (三好内外国特許事務所 副所長、弁理士)



韓国特許法及び実用新案法の改正法案が、2006 年 2 月 9 日に韓国議会の承認を受けて成立し、2006 年 3 月 3 日に公布された。改正法は一部を除き、すでに公布日より施行されている。

本稿では今回の改正内容を整理し、日本企業が韓国で権利化、権利行使する際の留意点について、実務家の立場から述べる。

異議申立制度の廃止及び無効審判制度との統合 (2007 年 7 月 1 日より施行)

韓国特許法の改正は、日本の特許法の改正内容を参考にして、日本の法改正から数年後に実施されることが多い。今回、韓国の特許法において特許異議申立制度が廃止され、無効審判制度と統合されることも、平成 15 年 (2003 年) の日本の特許法改正を参考にしたものと思われる。

今回の改正により、登録公告日後 3 ヶ月間、無効審判を誰でも請求することができるようになる (2006 年 10 月 1 日より施行)。その際、新規性違反、進歩性違反などの公益的理由に限り、誰でも無効審判を請求することができる。また、冒認出願や共同出願違反を理由とする場合は、利害関係人の請求に限られる。もちろん、3 ヶ月後以降でも、特許侵害警告状を受けた利害関係人は、従来どおり無効審判の請求が可能である。なお、利害関係の認定は、従来よりも緩和されることが予想される。

出願公開前の情報提供 (2006 年 10 月 1 日より施行)

改正法では、出願公開前であっても、いつでも情報提供ができるようになる。審査待機期間が 2006 年末に 10 ヶ月間に短縮されることが計画されており、審査待機期間が 10 ヶ月に短縮された場合でも、第三者が情報提供により審査へ関与することが可能になる。

実用新案の審査制度導入 (2006 年 10 月 1 日より施行)

今回、特許法と同時に、韓国実用新案法の改正案も議会で可決した。これは、平成 5 年 (1993 年) の日本の法改正を参考にした現行の実用新案の無審査制度を改めて元の審査制

度に戻す内容である。

韓国では、これまで特許と実用新案の二重出願が可能だった。このため、特許出願の審査期間中は無審査で成立した実用新案権で権利を保護し、特許権の成立後は特許権で権利を保護することが可能だった。その結果、実用新案の出願件数が減らず、従来のような審査制度の導入の要請も多かった。今後は、二重出願制度が廃止される代わりに、特許と実用新案との間の変更を認める「変更出願制度」が導入される。

新規性喪失の例外範囲の拡大（2006年3月3日より施行）

これまでは、「試験、刊行物への発表、大統領が定める電気通信回線を通じた発表、省令で定める学術団体での書面発表」のいずれかに該当する場合にのみ、新規性喪失の例外が認められていた。改正後は、特許出願前に行われたすべての自発的行為について、新規性喪失の例外規定が適用される。ただし、発明が公知になった日から6ヵ月以内に韓国特許庁へ出願しなければならない。また、特許公開公報への掲載は、「自発的行為」には含まれず、新規性が喪失する点に留意しなければならない。

公知・公用に関する世界主義の導入（2006年10月1日より施行）

これまで「公知・公用」は、韓国国内に限り、新規性喪失事由とされていた。法改正後は、外国における公知・公用も新規性喪失事由となる。公知・公用を韓国国内に限ったのでは、インターネットの普及により不合理な審査結果となるからである。

拒絶、放棄された出願の先願の地位排除（2006年3月3日より施行）

法改正後は、拒絶が確定した出願や放棄された出願は、初めから無かったものとみなされ、先願の地位が認められない。これにより審査待機期間が10ヵ月に短縮された場合にも、審査をスムーズに進めることが可能になる。

PCT出願の翻訳文提出期限の1ヵ月延長（2006年3月3日より施行）

法改正後は、韓国国内段階以降時の翻訳文提出期限が、優先日から31ヵ月間へと延長される（従来は、30ヵ月間）。ただし、韓国国内書面と翻訳文を韓国特許庁へ同時に提出しなければならない。

日本企業が韓国で権利化、権利行使する際の留意点

韓国特許庁への外国からの特許出願のうち約40%は日本企業からの出願であり、出願件数の上位を日本企業が占めている。韓国へ出願している日本企業には、今回の法改正による法律的效果についての検討が急がれる。

今回の法改正により、新規性喪失の例外範囲が拡大されたことで、例えば展示会への出展、製品の販売などを行った場合でも、その行為を行った日から6ヵ月以内に韓国特許庁

へ出願すれば新規性が喪失しないことになり、出願人にとって有利となる。しかしその一方で、公知・公用に世界主義が導入されたことにより、公知・公用は韓国国内に限定されず、日本や米国で公知・公用行為を行った場合でも新規性喪失事由となる点には、留意する必要がある。

また、審査待機期間の短縮計画で審査迅速化への期待が高まる中、特許と実用新案の二重出願制度の廃止で実用新案による早期権利化が期待できなくなるため、早期権利化に向けた別の方策の検討も必要となってくる。

権利化後については、新しい無効審判制度の導入により、無効審判の請求が増えることが予想される。請求人適格としての利害関係人の認定が緩和されることが予想されることから、以前にも増して無効審判に対する事前の対応策の検討が必要とされる。特に、公知・公用に世界主義が導入されたことで、権利の不安定性要因が増えた点には留意しなくてはならない。